

令和8年第1回加須市議会定例会

加 須 市 議 会 議 案

令和8年2月5日招集

加 須 市

目 次

第 1 号議案	専決処分の承認を求めることについて…………… 別冊 (令和7年度加須市一般会計補正予算(第7号))	別冊
第 2 号議案	令和8年度加須市一般会計予算……………	別冊
第 3 号議案	令和8年度加須市国民健康保険事業特別会計予算……………	別冊
第 4 号議案	令和8年度加須市国民健康保険直営診療所特別会計予 算……………	別冊
第 5 号議案	令和8年度加須市後期高齢者医療特別会計予算……………	別冊
第 6 号議案	令和8年度加須市介護保険事業特別会計予算……………	別冊
第 7 号議案	令和8年度加須都市計画事業野中土地区画整理事業特 別会計予算……………	別冊
第 8 号議案	令和8年度河野博士育英事業特別会計予算……………	別冊
第 9 号議案	令和8年度加須市水道事業会計予算……………	別冊
第10号議案	令和8年度加須市下水道事業会計予算……………	別冊
第11号議案	令和7年度加須市一般会計補正予算(第8号)……………	別冊
第12号議案	令和7年度加須市国民健康保険事業特別会計補正予算 (第3号)……………	別冊
第13号議案	令和7年度加須市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第3号)……………	別冊
第14号議案	令和7年度加須市介護保険事業特別会計補正予算 (第3号)……………	別冊
第15号議案	令和7年度加須都市計画事業野中土地区画整理事業特 別会計補正予算(第1号)……………	別冊
第16号議案	令和7年度加須市下水道事業会計補正予算(第2号) ……	別冊
第17号議案	加須市行政手続条例の一部を改正する条例……………	1
第18号議案	加須市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条 例の一部を改正する条例……………	3
第19号議案	加須市特別職職員の給与等に関する条例及び加須市教 育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正す る条例……………	5
第20号議案	加須市一般職職員の給与に関する条例の一部を改正す る条例……………	7

第 2 1 号議案	加須市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する 条例の一部を改正する条例	1 4
第 2 2 号議案	加須市税条例の一部を改正する条例	1 8
第 2 3 号議案	加須市国民健康保険税条例の一部を改正する条例	1 9
第 2 4 号議案	加須市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基 準を定める条例の一部を改正する条例	2 2
第 2 5 号議案	工事請負契約の締結について	2 4
第 2 6 号議案	工事請負契約の締結について	2 5
第 2 7 号議案	財産の取得について	2 6
第 2 8 号議案	訴えの提起について	2 7
第 2 9 号議案	和解することについて	2 9
第 3 0 号議案	第 2 次加須市総合振興計画基本構想の改訂について	3 0
第 3 1 号議案	市道路線の認定について	3 1
第 3 2 号議案	市道路線の廃止について	3 9
第 3 3 号議案	市道路線の認定について	4 2
第 3 4 号議案	市道路線の廃止について	4 4

第17号議案

加須市行政手続条例の一部を改正する条例

加須市行政手続条例（平成22年加須市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第15条第3項中「その者の氏名、同項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示すること」を「公示の方法」に改め、同項後段を削り、同条に次の1項を加える。

4 前項の公示の方法による通知は、不利益処分の名宛人となるべき者の氏名、第1項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨（以下この項において「公示事項」という。）を市長が別に定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示し、又は公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

第16条第1項中「同条第3項後段」を「同条第4項後段」に改める。

第22条第3項中「第15条第3項」及び「同条第3項」の次に「及び第4項」を、「と、」の次に「同項中」を加え、「掲示を始めた日から2週間を経過した」を削り、「、掲示を始めた」を「、当該措置を開始した」に改める。

第29条中「第15条第3項及び」の次に「第4項並びに」を加え、「同項第3号」を「同条第4項中「第1項第3号」に、「同条第3号」を「第28条第3号」に、「同条第3項後段」を「同条第4項後段」に、「第15条第3項後段」を「第15条第4項後段」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年5月21日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の加須市行政手続条例第15条第3項及び第4項（これらの規定を同条例第22条第3項及び第29条において準用する場合を含む。）の規定は、この条例の施行の日以後にする公示送達について適用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例による。

令和8年2月5日提出

加須市長 角 田 守 良

提 案 理 由

行政手続法の一部改正を踏まえ、聴聞の通知等に係る公示送達について、市長が別に定める方法により公表する方法等を追加したいので、この案を提出するものであります。

第18号議案

加須市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 加須市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成22年加須市条例第38号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の230」を「、6月に支給する場合においては100分の230、12月に支給する場合においては100分の235」に改める。

第2条 加須市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第1条第1号中「452,000円」を「462,000円」に改め、同条第2号中「404,000円」を「414,000円」に改め、同条第3号中「388,000円」を「398,000円」に改め、同条第4号中「383,000円」を「393,000円」に改め、同条第5号中「388,000円」を「398,000円」に改め、同条第6号中「383,000円」を「393,000円」に改め、同条第7号中「378,000円」を「388,000円」に改める。

第5条第2項中「、6月に支給する場合においては100分の230、12月に支給する場合においては100分の235」を「100分の232.5」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例中第1条並びに次項及び附則第3項の規定は公布の日から、第2条の規定は令和8年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の加須市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（以下「改正後の議員報酬条例」という。）第5条第2項の規定は、令和7年12月1日から適用する。

（期末手当の内払）

3 改正後の議員報酬条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の加須市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の議員報酬条例の規定による期末手当の内払とみなす。

令和8年2月5日提出

加須市長 角 田 守 良

提 案 理 由

議会の議員の議員報酬及び期末手当の額について改定したいので、この案を提出するものであります。

第19号議案

加須市特別職職員の給与等に関する条例及び加須市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例

(加須市特別職職員の給与等に関する条例の一部改正)

第1条 加須市特別職職員の給与等に関する条例(平成22年加須市条例第42号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の230」を「、6月に支給する場合においては100分の230、12月に支給する場合においては100分の235」に改める。

第2条 加須市特別職職員の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「、6月に支給する場合においては100分の230、12月に支給する場合においては100分の235」を「100分の232.5」に改める。

(加須市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正)

第3条 加須市教育委員会教育長の給与等に関する条例(平成22年加須市条例第44号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「100分の230」を「、6月に支給する場合においては100分の230、12月に支給する場合においては100分の235」に改める。

第4条 加須市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「、6月に支給する場合においては100分の230、12月に支給する場合においては100分の235」を「100分の232.5」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例中第1条及び第3条並びに次項及び附則第3項の規定は公布の日から、第2条及び第4条の規定は令和8年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の加須市特別職職員の給与等に関する条例（以下「改正後の特別職給与条例」という。）第5条第2項及び第3条の規定による改正後の加須市教育委員会教育長の給与等に関する条例（以下「改正後の教育長給与条例」という。）第4条第2項の規定は、令和7年12月1日から適用する。

（期末手当の内払）

3 改正後の特別職給与条例又は改正後の教育長給与条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の加須市特別職職員の給与等に関する条例又は第3条の規定による改正前の加須市教育委員会教育長の給与等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、それぞれ改正後の特別職給与条例又は改正後の教育長給与条例の規定による期末手当の内払とみなす。

令和8年2月5日提出

加須市長 角 田 守 良

提 案 理 由

市長、副市長及び教育長の期末手当の額について改定したいので、この案を提出するものであります。

第20号議案

加須市一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 加須市一般職職員の給与に関する条例（平成22年加須市条例第45号）の一部を次のように改正する。

第14条第2項第2号ウ中「7,100円」を「7,300円」に改め、同号エ中「10,000円」を「10,400円」に改め、同号オ中「12,900円」を「13,500円」に改め、同号カ中「15,800円」を「16,600円」に改め、同号キ中「18,700円」を「19,700円」に改め、同号ク中「21,600円」を「22,800円」に改め、同号ケ中「24,400円」を「25,900円」に改め、同号コ中「26,200円」を「29,100円」に改め、同号サ中「28,000円」を「32,300円」に改め、同号シ中「29,800円」を「35,500円」に改め、同号ス中「31,600円」を「38,700円」に改める。

第24条第2項中「100分の125」を「、6月に支給する場合には100分の125、12月に支給する場合には100分の127.5」に改め、同条第3項中「100分の125」を「、6月に支給する場合には100分の125、12月に支給する場合には100分の127.5」に、「100分の70」を「、6月に支給する場合には100分の70、12月に支給する場合には100分の72.5」に改める。

第27条第2項第1号中「100分の105」を「、6月に支給する場合には100分の105、12月に支給する場合には100分の107.5」に改め、同項第2号中「100分の50」を「、6月に支給する場合には100分の50、12月に支給する場合には100分の52.5」に改める。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

行政職給料表

(円)

職員の 区分	職務の 級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員	1	195,800	242,000	276,300	309,800	332,600	366,800
	2	196,900	243,300	277,300	311,300	334,400	368,500	422,600	473,300
	3	198,100	244,700	278,300	312,700	336,200	370,100	424,500	474,700
	4	199,200	246,100	279,300	314,100	337,900	371,700	426,300	476,000
	5	200,300	247,500	280,300	315,500	339,600	373,300	428,100	477,200
	6	202,000	248,900	281,300	316,600	341,300	375,100	429,900	478,100
	7	203,600	250,300	282,200	317,600	343,000	376,600	431,700	479,000
	8	205,200	251,700	283,200	318,800	344,600	378,200	433,500	479,800
	9	206,700	253,100	284,200	320,000	346,200	379,500	435,100	480,600
	10	208,400	254,300	285,200	321,600	347,900	381,100	436,600	481,400
	11	210,000	255,600	286,200	323,200	349,600	382,700	438,100	482,100
	12	211,600	256,900	287,200	324,800	351,200	384,200	439,600	482,700
	13	213,100	258,100	288,200	326,200	352,700	386,100	441,100	483,300
	14	214,800	259,300	289,500	327,800	354,300	388,000	442,400	483,900
	15	216,500	260,500	290,800	329,400	355,900	389,900	443,700	484,500
	16	218,200	261,700	292,000	331,000	357,400	391,700	444,900	485,100
	17	219,400	262,800	293,200	332,400	358,800	393,200	446,100	485,700
	18	221,000	263,900	294,500	334,100	360,500	395,000	447,400	486,200
	19	222,600	265,000	295,700	335,700	362,100	396,700	448,700	486,700
	20	224,100	266,100	296,900	337,300	363,700	398,300	449,900	487,200
	21	225,600	267,000	297,900	338,700	364,800	400,000	451,100	487,700
	22	227,200	268,000	299,100	340,400	366,300	401,400	451,900	488,200
	23	228,800	269,000	300,300	342,100	367,800	402,800	452,700	488,700
	24	230,400	270,000	301,600	343,700	369,300	404,200	453,500	489,200
	25	232,000	271,000	302,900	344,900	371,000	405,600	454,100	489,700
	26	233,700	271,900	303,900	346,800	372,800	406,800	454,700	490,200
	27	235,000	272,700	304,900	348,500	374,400	408,000	455,300	490,700
	28	236,300	273,600	305,900	350,100	376,100	409,000	455,900	491,200
	29	237,600	274,400	307,000	351,600	377,500	410,100	456,600	491,700
	30	238,700	275,200	308,200	353,200	378,800	411,300	457,400	492,200
	31	239,800	276,000	309,300	354,800	380,000	412,400	457,800	492,700
	32	240,900	276,700	310,500	356,400	381,400	413,500	458,500	493,200
	33	242,000	277,400	311,600	358,100	382,500	414,200	459,000	493,700
	34	242,900	278,200	312,900	359,900	383,400	414,900	459,400	494,100
	35	243,800	279,000	314,200	361,700	384,400	415,500	459,800	494,600
	36	244,800	279,600	315,500	363,500	385,400	416,200	460,200	495,100
	37	245,800	280,300	316,700	365,000	386,200	416,800	460,600	495,600
	38	246,700	281,100	318,000	366,400	387,100	417,400	460,900	496,100
	39	247,600	281,800	319,300	367,800	388,000	417,900	461,200	496,600
	40	248,400	282,500	320,600	369,200	388,800	418,300	461,500	497,000
	41	249,200	283,200	321,900	370,700	389,600	418,700	461,800	497,500
	42	249,900	283,900	323,100	371,500	390,400	418,900	462,100	498,000
	43	250,500	284,600	324,400	372,400	391,200	419,200	462,400	498,500
	44	251,100	285,300	325,500	373,400	391,900	419,500	462,700	499,000
	45	251,800	286,000	326,400	374,300	392,600	419,800	463,000	499,500
	46	252,400	286,600	327,700	375,400	393,300	420,100		500,000
	47	253,000	287,300	329,000	376,300	394,000	420,400		500,500
	48	253,600	287,900	330,300	377,300	394,700	420,700		501,000
	49	254,100	288,600	331,400	378,200	395,200	420,900		501,500
	50	254,700	289,200	332,700	378,900	395,800	421,200		
	51	255,300	289,900	333,900	379,600	396,400	421,400		
	52	255,800	290,600	335,100	380,200	397,100	421,700		
	53	256,200	291,100	336,400	380,600	397,500	421,900		
	54	256,600	291,700	337,400	381,200	398,100	422,200		
	55	256,900	292,300	338,500	381,800	398,700	422,500		
	56	257,200	293,000	339,600	382,500	399,200	422,800		
	57	257,500	293,600	340,300	382,800	399,600	423,000		

58	257,800	294,200	341,200	383,500	400,200	423,300		
59	258,100	294,800	341,900	384,200	400,800	423,600		
60	258,400	295,500	342,700	384,800	401,300	423,800		
61	258,700	296,100	343,500	385,100	401,700	424,000		
62	259,000	296,700	343,900	385,600	402,200	424,300		
63	259,300	297,200	344,400	386,200	402,700	424,600		
64	259,600	297,700	345,100	386,800	403,300	424,800		
65	259,900	298,200	345,900	387,100	403,600	425,000		
66	260,200	298,800	346,600	387,700	404,000	425,300		
67	260,500	299,300	347,300	388,400	404,300	425,600		
68	260,800	299,900	347,900	389,000	404,700	425,800		
69	261,100	300,300	348,400	389,400	405,000	426,000		
70	261,400	300,800	349,000	389,900	405,300	426,300		
71	261,700	301,300	349,500	390,500	405,600	426,600		
72	262,000	301,900	350,100	391,000	405,800	426,800		
73	262,300	302,400	350,400	391,500	406,000	427,000		
74	262,600	302,800	350,900	392,100	406,300			
75	262,900	303,100	351,200	392,500	406,600			
76	263,200	303,400	351,600	392,800	406,800			
77	263,500	303,600	352,000	393,200	407,000			
78	263,800	303,900	352,500	393,700	407,300			
79	264,100	304,100	353,000	394,100	407,600			
80	264,400	304,400	353,500	394,500	407,800			
81	264,700	304,600	353,800	394,900	408,000			
82	265,000	304,800	354,200	395,400	408,300			
83	265,300	305,100	354,600	395,800	408,600			
84	265,600	305,300	355,000	396,200	408,800			
85	265,900	305,600	355,300	396,500	409,000			
86	266,200	305,800	355,700					
87	266,500	306,100	356,100					
88	266,800	306,400	356,500					
89	267,100	306,700	356,700					
90	267,400	307,000	357,100					
91	267,700	307,300	357,500					
92	268,000	307,600	357,900					
93	268,300	307,800	358,100					
94		308,000	358,400					
95		308,300	358,800					
96		308,700	359,100					
97		308,900	359,400					
98		309,200	359,800					
99		309,500	360,200					
100		309,900	360,600					
101		310,100	361,100					
102		310,400	361,500					
103		310,700	361,900					
104		311,000	362,300					
105		311,200	362,800					
106		311,500	363,200					
107		311,800	363,500					
108		312,100	363,800					
109		312,300	364,200					
110		312,600						
111		313,000						
112		313,300						
113		313,500						
114		313,700						
115		314,000						
116		314,400						
117		314,600						
118		314,800						
119		315,100						
120		315,400						

	121		315,700						
	122		315,900						
	123		316,200						
	124		316,500						
	125		316,800						
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額							
		200,300	227,800	269,500	290,100	305,700	331,900	374,800	409,200

別表第2（第3条関係）

医療職給料表

（円）

職員の区分	職務の級				
	号給	1級	2級	3級	4級
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	305,600	415,600	470,300	566,200
	2	307,900	418,300	472,300	567,800
	3	310,200	420,900	474,200	569,300
	4	312,400	423,300	476,100	570,800
	5	314,500	425,600	477,500	572,300
	6	318,000	427,800	479,200	573,600
	7	321,500	429,800	481,000	574,900
	8	324,900	431,900	482,800	576,200
	9	328,300	434,000	484,600	577,400
	10	331,800	435,500	486,300	578,400
	11	335,200	437,000	488,100	579,400
	12	338,600	438,500	489,900	580,300
	13	342,000	439,900	491,700	581,200
	14	345,500	441,300	493,400	582,100
	15	348,900	442,800	495,200	583,000
	16	352,300	444,200	497,000	583,900
	17	355,700	445,500	498,800	584,800
	18	358,800	447,000	500,700	585,600
	19	362,000	448,400	502,600	586,400
	20	365,200	449,800	504,500	587,300
	21	368,500	451,100	506,400	588,200
	22	371,600	452,600	508,100	589,100
	23	374,700	454,000	509,900	589,900
	24	377,700	455,400	511,700	590,700
	25	380,800	456,800	513,300	591,600
	26	383,100	458,200	515,100	592,500
	27	385,400	459,500	516,900	593,300
	28	387,600	460,900	518,400	594,100
	29	389,500	462,300	519,800	594,900
	30	391,200	463,600	521,500	595,600
	31	392,900	465,000	523,300	596,300
	32	394,700	466,400	525,000	597,000
	33	396,400	467,700	526,500	597,700
	34	398,200	469,100	527,800	598,300
	35	399,800	470,400	529,100	598,900
	36	401,100	471,800	530,400	599,500
	37	402,500	473,200	531,400	600,100
	38	403,900	474,900	532,700	600,700

39	405,300	476,500	534,000	601,300	
40	406,700	478,000	535,300	601,800	
41	408,200	479,600	536,300		
42	408,900	480,800	537,100		
43	409,500	481,900	537,900		
44	410,100	483,000	538,700		
45	410,900	484,000	539,600		
46	411,500	484,900	540,400		
47	412,100	485,800	541,200		
48	412,600	486,600	541,900		
49	413,100	487,300	542,700		
50	413,500	488,000	543,500		
51	414,000	488,700	544,200		
52	414,400	489,300	545,100		
53	414,800	489,900	546,000		
54	415,100	490,600	546,800		
55	415,400	491,200	547,700		
56	415,800	491,800	548,600		
57	416,100	492,100	549,400		
58	416,500	492,700	550,200		
59	416,800	493,300	551,000		
60	417,200	494,000	551,700		
61	417,600	494,400	552,500		
62	417,900	495,000	553,400		
63	418,200	495,700	554,300		
64	418,500	496,400	555,200		
65	418,800	496,800	556,000		
66		497,400	556,900		
67		498,000	557,800		
68		498,500	558,700		
69		499,000	559,500		
70		499,500	560,400		
71		500,000	561,300		
72		500,500	562,200		
73		500,900	563,000		
74		501,400			
75		501,800			
76		502,200			
77		502,700			
78		503,300			
79		503,800			
80		504,200			
81		504,700			
82		505,300			
83		505,900			
84		506,400			
85		506,900			
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		312,900	356,500	412,800	488,500

第2条 加須市一般職職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第14条第2項第2号中「次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に」

を「66, 400円を超えない範囲内で自動車等の使用距離の区分に応じて規則で」に改め、同号アからスマまでを削り、同条第5項を同条第6項とし、同条第4項中「及び」を「、」に、「)の」を「)及び前項第1号に定める額の」に、「前2項」を「前3項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 第1項第2号又は第3号に掲げる職員で、自動車等の駐車のための施設（その所在地及び利用形態が規則で定める要件を満たすものに限る。以下「駐車場等」という。）を利用し、その料金を負担することを常例とするもの（規則で定める職員を除く。）の通勤手当の額は、前2項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 駐車場等に係る通勤手当 5,000円を超えない範囲内で1箇月当たりの駐車場等の料金に相当する額として規則で定める額

(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前2項の規定による額
第24条第2項中「、6月に支給する場合には100分の125、12月に支給する場合には100分の127.5」を「100分の126.25」に改め、同条第3項中「、6月に支給する場合には100分の125、12月に支給する場合には100分の127.5」を「100分の126.25」に、「、6月に支給する場合には100分の70、12月に支給する場合には100分の72.5」を「100分の71.25」に改める。

第27条第2項第1号中「、6月に支給する場合には100分の105、12月に支給する場合には100分の107.5」を「100分の106.25」に改め、同項第2号中「、6月に支給する場合には100分の50、12月に支給する場合には100分の52.5」を「100分の51.25」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例中第1条及び次項から附則第4項までの規定は公布の日から、第2条の規定は令和8年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の加須市一般職職員の給与に関する条例（以下「第1条改正後条例」という。）第14条第2項第2号、別表第1及び別表第2の規定は令和7年4月1日から、第24条第2項及び第3項並びに第27条第2項第1号及び第2号の規定は同年12月1日から適用する。
（給与の内払）
- 3 第1条改正後条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の加須市一般職職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、第1条改正後条例の規定による給与の内払とみなす。
（その他）
- 4 前2項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

令和8年2月5日提出

加須市長 角 田 守 良

提 案 理 由

人事院勧告及び埼玉県人事委員会勧告を踏まえ、一般職職員等の期末手当及び勤勉手当の額並びに給料月額を改定するとともに、通勤手当を見直したいので、この案を提出するものであります。

第 2 1 号議案

加須市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

加須市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年加須市条例第 1 5 号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 項中「給与の」を「給与又は費用弁償の」に、「給与に」を「給与又は費用弁償に」に改める。

別表第 1 及び別表第 2 を次のように改める。

別表第 1（第 4 条関係）

行政職給料表

号給	職務の級	
	1級	2級
	円	円
1	192,500	238,100
2	193,600	239,400
3	194,700	240,700
4	195,800	242,000
5	196,900	243,300
6	198,100	244,700
7	199,200	246,100
8	200,300	247,500
9	202,000	248,900
10	203,600	250,300
11	205,200	251,700
12	206,700	253,100
13	208,400	254,300
14	210,000	255,600
15	211,600	256,900
16	213,100	258,100
17	214,800	259,300
18	216,500	260,500
19	218,200	261,700
20	219,400	262,800
21	221,000	263,900
22	222,600	265,000
23	224,100	266,100
24	225,600	267,000
25	227,200	268,000
26	228,800	269,000
27	230,400	270,000
28	232,000	271,000
29	233,700	271,900
30	235,000	272,700
31	236,300	273,600
32	237,600	274,400
33		275,200

34		276,000
35		276,700
36		277,400
37		278,200
38		279,000
39		279,600
40		280,300
41		281,100
42		281,800
43		282,500
44		283,200
45		283,900
46		284,600
47		285,300
48		286,000
49		286,600
50		287,300
51		287,900
52		288,600
53		289,200
54		289,900
55		290,600
56		291,100
57		291,700
58		292,300
59		293,000
60		293,600
61		294,200
62		294,800
63		295,500
64		296,100
65		296,700
66		297,200
67		297,700
68		298,200
69		298,800
70		299,300
71		299,900
72		300,300
73		300,800
74		301,300
75		301,900
76		302,400
77		302,800
78		303,100
79		303,400
80		303,600
81		303,900
82		304,100
83		304,400
84		304,600
85		304,800
86		305,100
87		305,300
88		305,600
89		305,800

90		306,100
91		306,400
92		306,700
93		307,000
94		307,300
95		307,600
96		307,800
97		308,000
98		308,300
99		308,700
100		308,900
101		309,200
102		309,500
103		309,900
104		310,100
105		310,400
106		310,700
107		311,000
108		311,200
109		311,500
110		311,800
111		312,100
112		312,300
113		312,600
114		313,000
115		313,300
116		313,500
117		313,700
118		314,000
119		314,400
120		314,600
121		314,800
122		315,100
123		315,400
124		315,700
125		315,900

別表第2（第4条関係）

医療職給料表

号給	職務の級	1級
	1	円 506,900

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

（給与の内払）

- 2 この条例による改正後の加須市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定を適用する場合において

は、この条例による改正前の加須市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

令和8年2月5日提出

加須市長 角 田 守 良

提 案 理 由

会計年度任用職員の処遇改善を図るため、会計年度任用職員の給料月額を改定したいので、この案を提出するものであります。

第22号議案

加須市税条例の一部を改正する条例

加須市税条例（平成22年加須市条例第52号）の一部を次のように改正する。

第18条中「は、」の次に「公示事項（同条第2項に規定する公示事項をいう。以下同じ。）を地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）第1条の8第1項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を」を加え、「掲示して行う」を「掲示し、又は公示事項を市の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによってする」に改める。

第18条の3中「地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）」を「施行規則」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）附則第1条第12号に掲げる規定の施行の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第18条の規定は、この条例の施行の日以後にする公示送達について適用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例による。

令和8年2月5日提出

加須市長 角 田 守 良

提 案 理 由

地方税法の一部改正に伴い、賦課徴収等に関する書類に係る公示送達について、地方税法施行規則に定める方法により公表する方法等を追加したいので、この案を提出するものであります。

第23号議案

加須市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

加須市国民健康保険税条例（平成22年加須市条例第54号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「及び」を「、」に改め、「介護納付金」という。）の次に「及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の規定による子ども・子育て支援納付金（以下この条において「子ども・子育て支援納付金」という。）」を加え、同項に次の1号を加える。

（4） 子ども・子育て支援納付金課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（県の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）

第2条第2項ただし書中「65万円」を「66万円」に改め、同条第3項ただし書中「24万円」を「26万円」に改め、同条に次の1項を加える。

5 第1項第4号の子ども・子育て支援納付金課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者（地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第703条の4第30項に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した18歳以上被保険者均等割額を加算した額とする。ただし、加算後の額が同条第37項に規定する政令で定める金額を超える場合においては、子ども・子育て支援納付金課税額は、当該政令で定める金額とする。

第3条第1項中「地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）」を「法」に、「100分の7.5」を「100分の7.98」に改める。

第5条中「40,700円」を「47,700円」に改める。

第6条中「100分の2.3」を「100分の2.86」に改める。

第7条中「10,500円」を「13,500円」に改める。

第8条中「100分の2.4」を「100分の2.44」に改める。

第9条の次に次の3条を加える。

(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額)

第9条の2 第2条第5項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に100分の0.26を乗じて算定する。

(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額)

第9条の3 第2条第5項の被保険者均等割額は、被保険者1人について1,573円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額)

第9条の4 第2条第5項の18歳以上被保険者均等割額は、18歳以上被保険者1人について119円とする。

第23条第1項中「65万円」を「66万円」に、「24万円」を「26万円」に改め、同項第1号ア中「28,490円」を「33,390円」に改め、同号イ中「7,350円」を「9,450円」に改め、同項第2号ア中「20,350円」を「23,850円」に改め、同号イ中「5,250円」を「6,750円」に改め、同項第3号ア中「8,140円」を「9,540円」に改め、同号イ中「2,100円」を「2,700円」に改め、同条第2項第1号ア中「6,105円」を「7,155円」に改め、同号イ中「10,175円」を「11,925円」に改め、同号ウ中「16,280円」を「19,080円」に改め、同号エ中「20,350円」を「23,850円」に改め、同項第2号ア中「1,575円」を「2,025円」に改め、同号イ中「2,625円」を「3,375円」に改め、同号ウ中「4,200円」を「5,400円」に改め、同号エ中「5,250円」を「6,750円」に改める。

附則第10項、第11項及び第13項から第16項までの規定中「第8条」の次に「、第9条の2」を加える。

附則第17項及び第18項中「、第8条」の次に「、第9条の2」を加える。
附則第19項及び第20項中「第8条」の次に「、第9条の2」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の加須市国民健康保険税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

令和8年2月5日提出

加須市長 角 田 守 良

提 案 理 由

県内における保険税水準の準統一を定める埼玉県国民健康保険運営方針を踏まえ、国民健康保険事業の円滑かつ安定的な運営を図るため、国民健康保険税の基礎課税額の被保険者均等割額等を改めるとともに、地方税法の一部改正に伴い、子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額等を定めたいので、この案を提出するものであります。

第24号議案

加須市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

加須市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和7年加須市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第9条の見出しを「(乳児等通園支援事業所の職員の一般的要件)」に改め、同条中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改める。

第10条の見出し及び同条第1項並びに第13条中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改める。

第16条第6号中「乳児及び幼児の区分ごとの」を削る。

第18条第1項中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改める。

第20条第3項中「係る利用定員」の次に「(子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第1項又は第29条第1項の確認において定める利用定員をいう。)」を加える。

第22条の次に次の1条を加える。

(設備及び職員の基準の特例)

第22条の2 子ども・子育て支援法第30条第1項第4号に規定する特例保育を行う事業者が、当該特例保育を行う事業所において一般型乳児等通園支援事業を行う場合には、前2条の規定は適用しない。

第26条後段を削る。

第27条中「職員」を「乳児等通園支援事業所の職員」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

令和8年2月5日提出

加須市長 角 田 守 良

提 案 理 由

内閣府が定める乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準の一部改正

に伴い、加須市が定める乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準について、当該内閣府令と同等の水準にするため、所要の改正をしたいので、この案を提出するものであります。

第25号議案

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結することについて議会の議決を求める。

- 1 工 事 名 加須市立昭和中学校外3校屋内運動場空調設備設置等工事
- 2 施工場所 加須市北小浜70番地外
- 3 履行期限 令和9年1月29日
- 4 請負金額 5億3,702万円
- 5 請負業者 埼玉県加須市北小浜745番4
株式会社加藤工業
代表取締役 加藤 敏 夫

令和8年2月5日提出

加須市長 角 田 守 良

提 案 理 由

加須市立昭和中学校外3校屋内運動場空調設備設置等工事の請負契約を締結したいので、加須市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、この案を提出するものであります。

第26号議案

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結することについて議会の議決を求める。

- 1 工 事 名 加須市立大利根中学校外3校屋内運動場空調設備設置等工事
- 2 施工場所 加須市北下新井1705番地1外
- 3 履行期限 令和9年1月29日
- 4 請負金額 6億1,930万円
- 5 請負業者 埼玉県加須市南篠崎1066番6
株式会社杉本設備
代表取締役 杉 本 善 昭

令和8年2月5日提出

加須市長 角 田 守 良

提 案 理 由

加須市立大利根中学校外3校屋内運動場空調設備設置等工事の請負契約を締結したいので、加須市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、この案を提出するものであります。

第27号議案

財産の取得について

次のとおり財産を取得することについて議会の議決を求める。

- 1 財産の種類 物品
- 2 取得物品 加須市立加須学校給食センター
 コンテナ洗浄機
 加須市立騎西学校給食センター
 食器洗浄機、食器・トレイ自動供給装置、食器・トレイ自動整理装置、立体浸漬槽及びコンプレッサー
- 3 取得金額 8,723万円
- 4 契約の相手方 埼玉県さいたま市北区土呂町二丁目73番地1
 日本調理機株式会社 埼玉営業所
 営業所長 藤井拓哉

令和8年2月5日提出

加須市長 角田守良

提案理由

加須市立加須学校給食センターで使用するコンテナ洗浄機及び加須市立騎西学校給食センターで使用する食器洗浄機等を取得したいので、加須市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、この案を提出するものであります。

第28号議案

訴えの提起について

次のとおり市道舗装の損壊事故に係る損害賠償請求事件に関し訴えを提起することについて議会の議決を求める。

1 相手方

(1) 静岡県富士宮市〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

森野雅之

(2) 静岡県富士宮市星山984番地の1

ヤマト運送株式会社

代表取締役 森 大樹

2 事件名 市道舗装の損壊事故に係る損害賠償請求事件

3 事件の内容及び請求の趣旨

令和7年6月3日午前8時20分頃、加須市上三俣1615番地1地先の市道において、相手方(1)が運転する事業用普通貨物自動車が行き交った際、路肩を脱輪し、市道舗装及び当該自動車が損壊した。

相手方(2)は、路肩の雑草が繁茂して車道と路肩の境界を識別できず、道路の管理に瑕疵があったとして、国家賠償法(昭和22年法律第125号)に基づき市を被告として損害賠償を請求する訴えを提起した。

市は、当該訴訟に応訴するとともに、当該事故により相手方(1)に損壊された市道舗装の修繕費用の支払を求めるため、次のとおり請求するものである。

(1) 相手方らに対し損壊された市道舗装の修繕費用として31万9,000円及びこれに係る遅延損害金の支払を求めるもの

(2) 相手方らに対し訴訟費用の負担を求めるもの

(3) 仮執行の宣言を求めるもの

4 事件に関する取扱い

(1) 第1審又は第2審の判決の結果必要がある場合は、上訴するものとする。

(2) 訴訟遂行上の過程において必要がある場合は、相当と認める条件で和解することができる。

令和8年2月5日提出

加須市長 角 田 守 良

提 案 理 由

市道舗装の損壊事故に係る損害賠償請求事件に関し訴えを提起したいので、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、この案を提出するものであります。

公表用

個人情報に掲載されている議案については、当該個人情報に係る部分を加工しています。

第29号議案

和解することについて

次のとおり藤棚の損壊事故に係る損害賠償請求事案に関し和解することについて議会の議決を求める。

1 相手方 市外の法人

2 事案の概要

令和5年4月12日午前11時50分頃、加須市下崎404番地1地内において、相手方従業員が運転する車両が、藤棚に衝突し、当該藤棚の一部を損壊させたものである。

3 和解条項

- (1) 相手方は、市に対し和解金として1,180万円の支払義務のあることを認める。
- (2) 相手方は、市に対し前号の金員を令和8年4月30日限り、市が指定する口座に振り込む方法により支払う。
- (3) 市及び相手方は、本件に関し本和解条項に定めるほか何ら債権債務のないことを互いに確認する。

令和8年2月5日提出

加須市長 角 田 守 良

提 案 理 由

藤棚の損壊事故に係る損害賠償請求事案に関し和解したいので、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、この案を提出するものであります。

第30号議案

第2次加須市総合振興計画基本構想の改訂について

第2次加須市総合振興計画基本構想を別冊のとおり改訂することについて議会の議決を求める。

令和8年2月5日提出

加須市長 角 田 守 良

提 案 理 由

第2次加須市総合振興計画基本構想について、策定から5年が経過することに伴う時点修正に加え、社会経済情勢や市民ニーズの変化等を踏まえた見直しを行う必要が生じたことから、当該基本構想を改訂したいので、加須市議会基本条例第23条第1号の規定により、この案を提出するものであります。

第31号議案

市道路線の認定について

次の路線を市道として認定したいので、道路法(昭和27年法律第180号)第8条第2項の規定により議会の議決を求める。

路線名	起 点	終 点	重要な 経過地
5088号線	南大桑字相之谷29 87番1地先	南大桑字相之谷29 69番8地先	
5089号線	南大桑字相之谷29 36番8地先	南大桑字相之谷29 32番3地先	
5608号線	南大桑字相之谷29 96番2地先	南大桑字相之谷29 69番6地先	
5609号線	南大桑字相之谷29 38番4地先	南大桑字相之谷29 69番5地先	
5610号線	南大桑字相之谷29 89番2地先	南大桑字相之谷29 89番2地先	
6366号線	下高柳字住吉55番 18地先	下高柳字住吉50番 14地先	
6708号線	久下三丁目411番 2地先	久下三丁目411番 11地先	
6709号線	下高柳字住吉52番 12地先	下高柳字住吉62番 10地先	
6710号線	下高柳字住吉89番 2地先	下高柳字住吉89番 9地先	
6711号線	下高柳字下小宮11 61番2地先	下高柳字下小宮11 18番11地先	
6712号線	下高柳字住吉52番 1地先	下高柳字住吉50番 7地先	
9234号線	馬内577番2地先	馬内577番5地先	
9235号線	馬内580番1地先	馬内580番5地先	
大2261号線	旗井三丁目11番3 4地先	旗井三丁目11番2 7地先	

令和8年2月5日提出

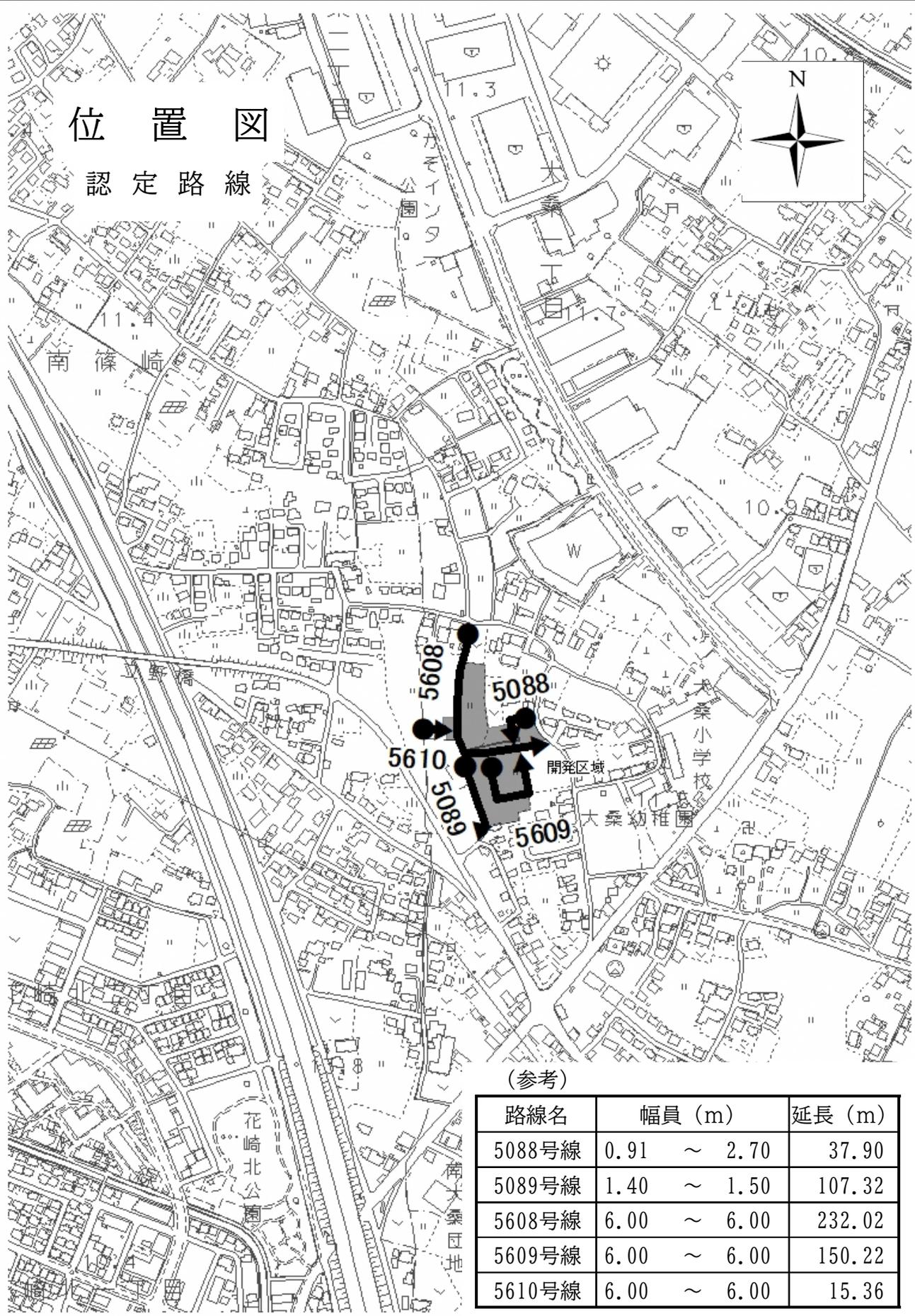
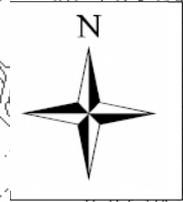
加須市長 角 田 守 良

提 案 理 由

これらの路線は、開発行為に伴い再編成された道路であり、市道として管理するため認定したいので、この案を提出するものであります。

位置図

認定路線

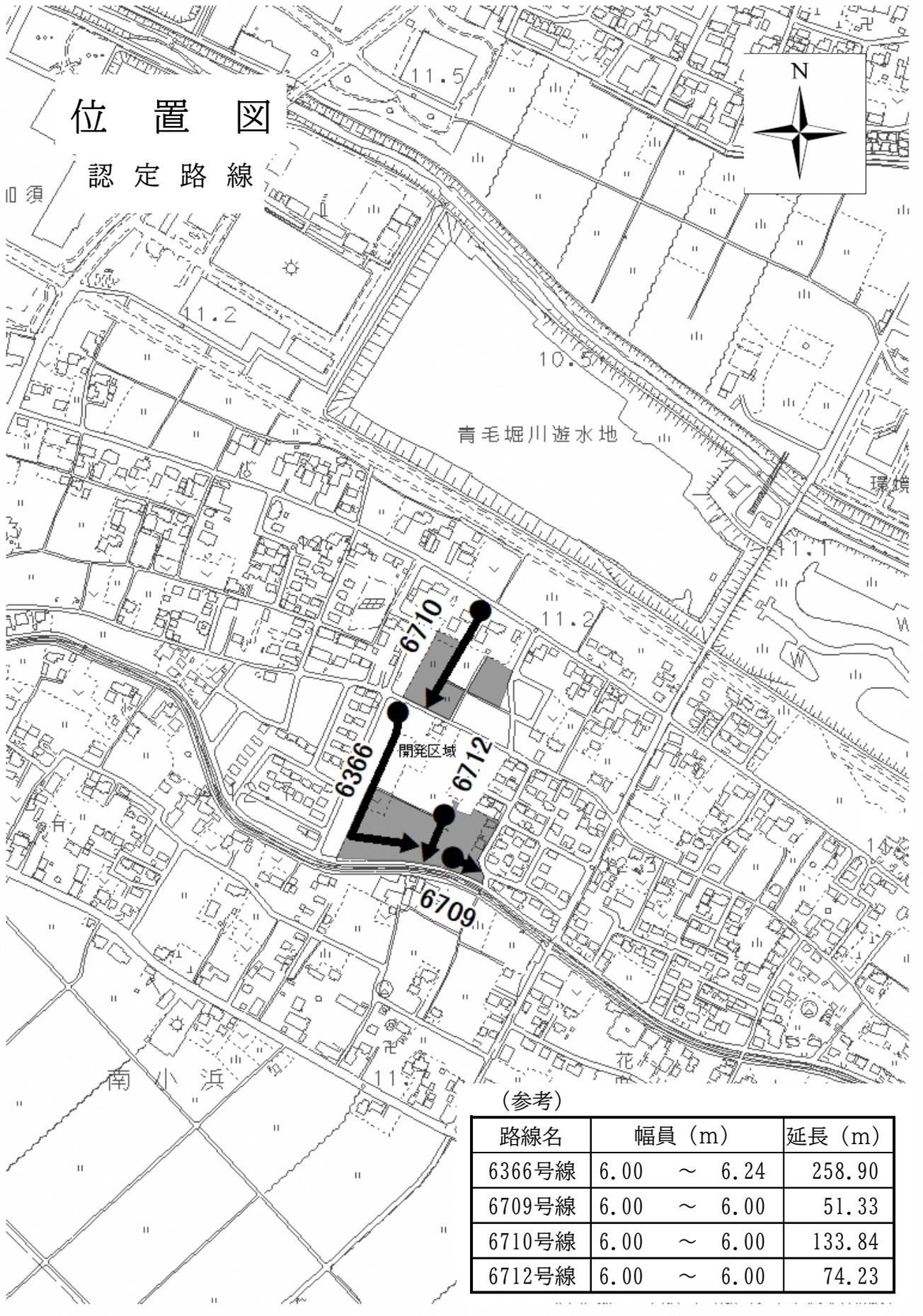


(参考)

路線名	幅員 (m)	延長 (m)
5088号線	0.91 ~ 2.70	37.90
5089号線	1.40 ~ 1.50	107.32
5608号線	6.00 ~ 6.00	232.02
5609号線	6.00 ~ 6.00	150.22
5610号線	6.00 ~ 6.00	15.36

位置図

認定路線

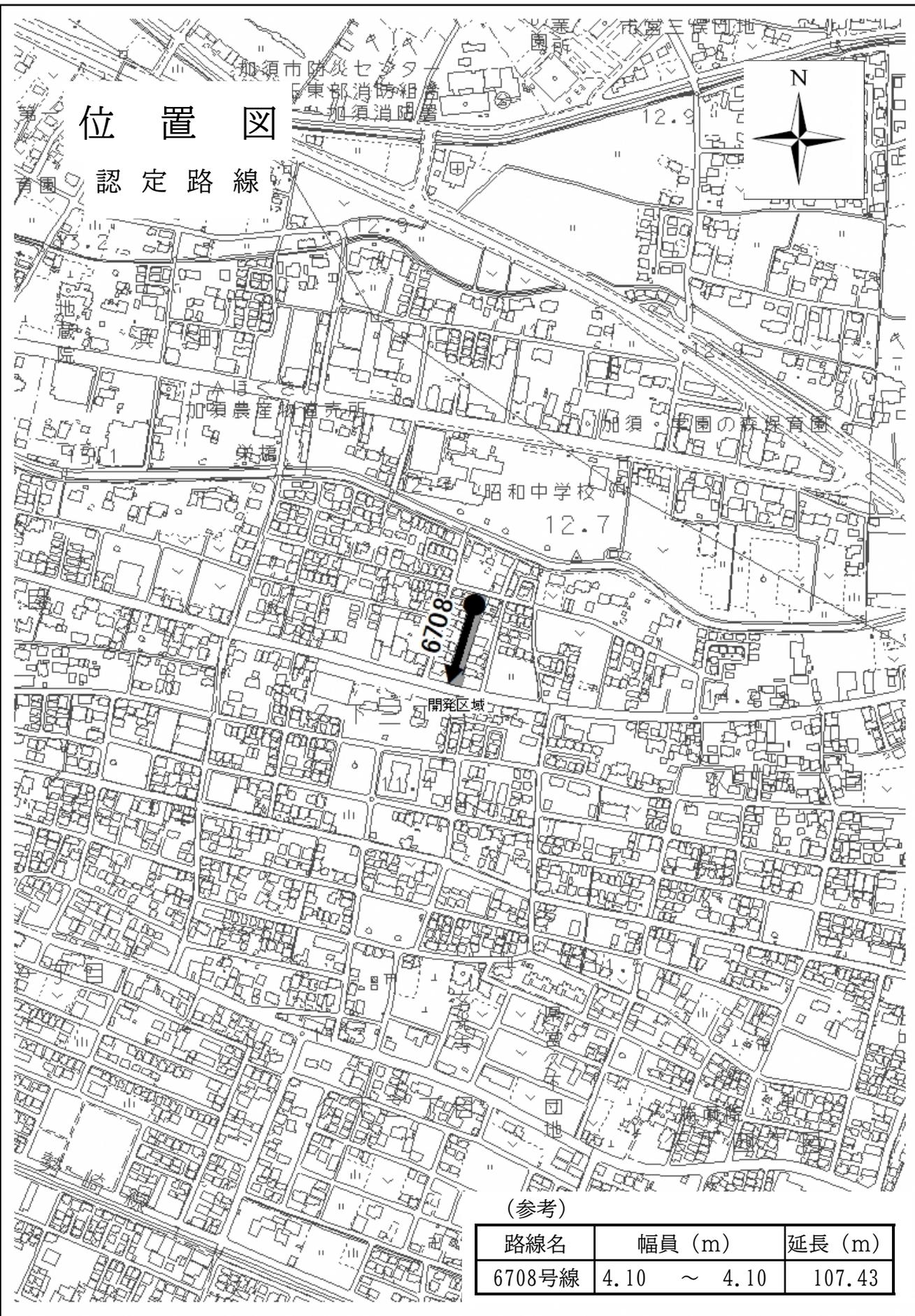


(参考)

路線名	幅員 (m)	延長 (m)
6366号線	6.00 ~ 6.24	258.90
6709号線	6.00 ~ 6.00	51.33
6710号線	6.00 ~ 6.00	133.84
6712号線	6.00 ~ 6.00	74.23

位置図

認定路線

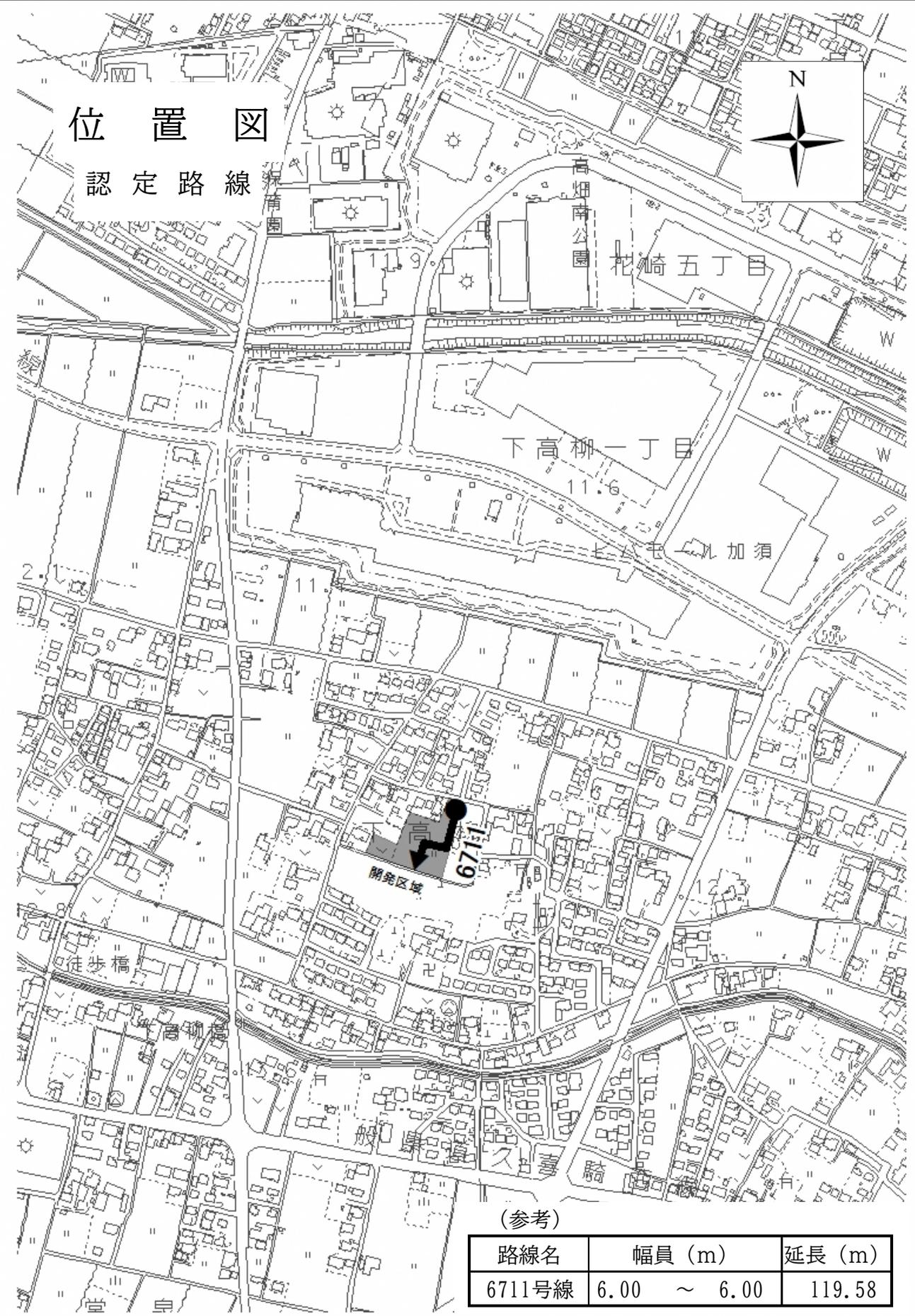
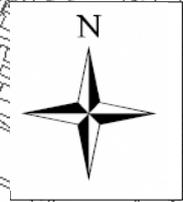


(参考)

路線名	幅員 (m)	延長 (m)
6708号線	4.10 ~ 4.10	107.43

位置図

認定路線

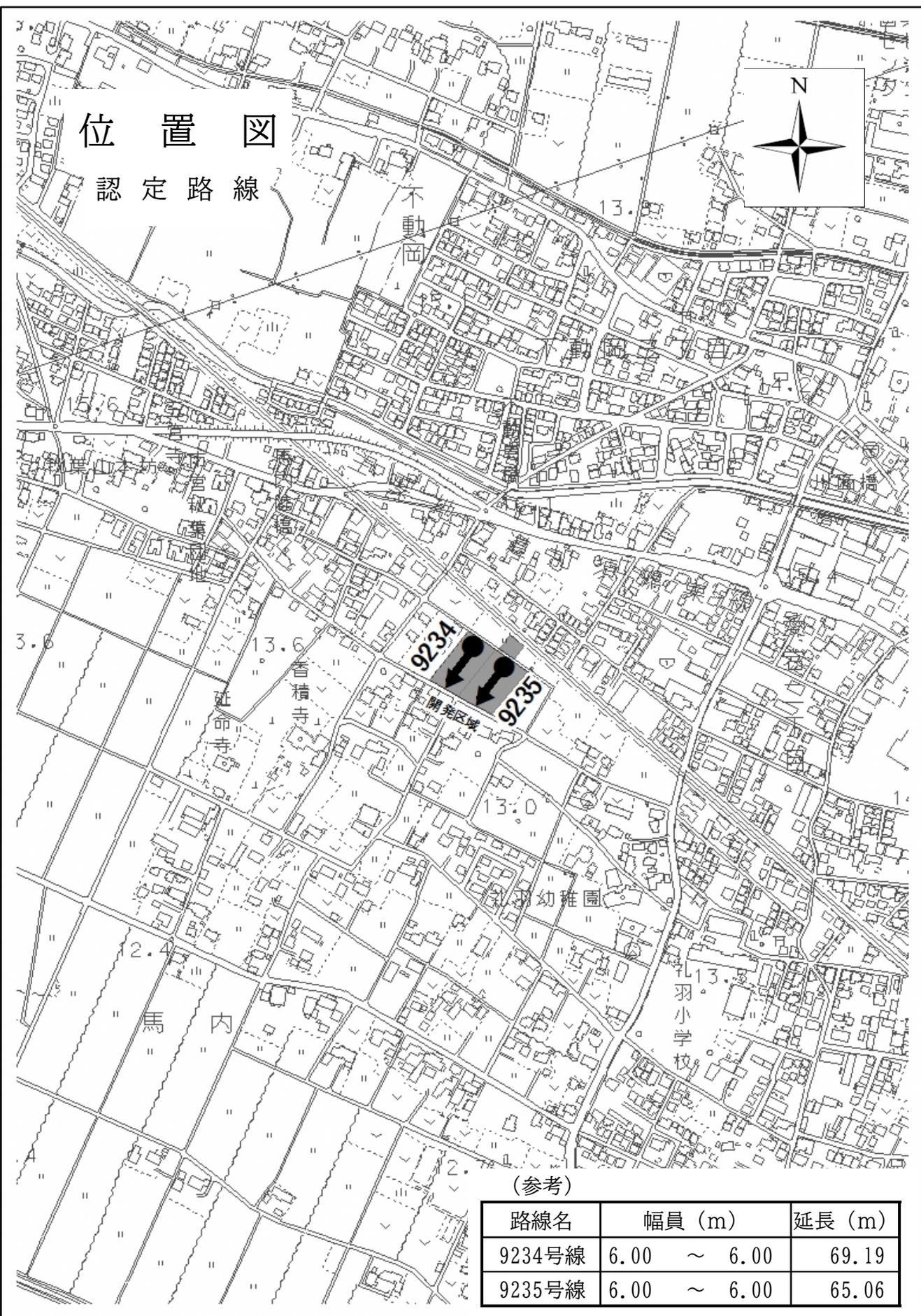


(参考)

路線名	幅員 (m)	延長 (m)
6711号線	6.00 ~ 6.00	119.58

位置図

認定路線

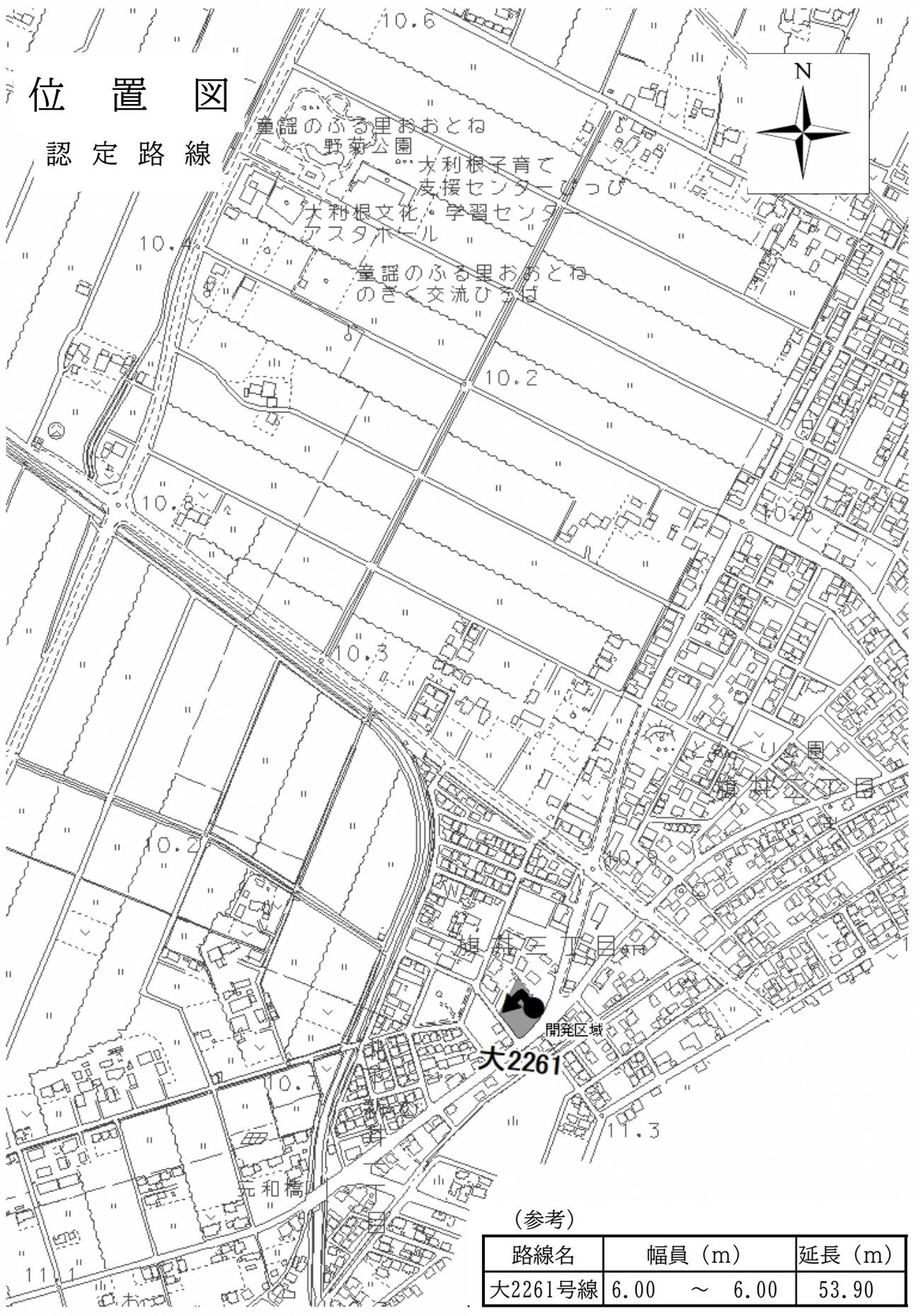


(参考)

路線名	幅員 (m)	延長 (m)
9234号線	6.00 ~ 6.00	69.19
9235号線	6.00 ~ 6.00	65.06

位置図

認定路線



(参考)

路線名	幅員 (m)	延長 (m)
大2261号線	6.00 ~ 6.00	53.90

第32号議案

市道路線の廃止について

次の路線を廃止したいので、道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項において準用する同法第8条第2項の規定により議会の議決を求める。

路線名	起 点	終 点	重要な 経過地
5088号線	南大桑字相之谷29 87番1地先	南大桑字相之谷29 38番地先	
5089号線	南大桑字相之谷29 96番2地先	南大桑字相之谷29 32番3地先	
6366号線	下高柳字住吉131 番地先	下高柳字住吉123 番地先	

令和8年2月5日提出

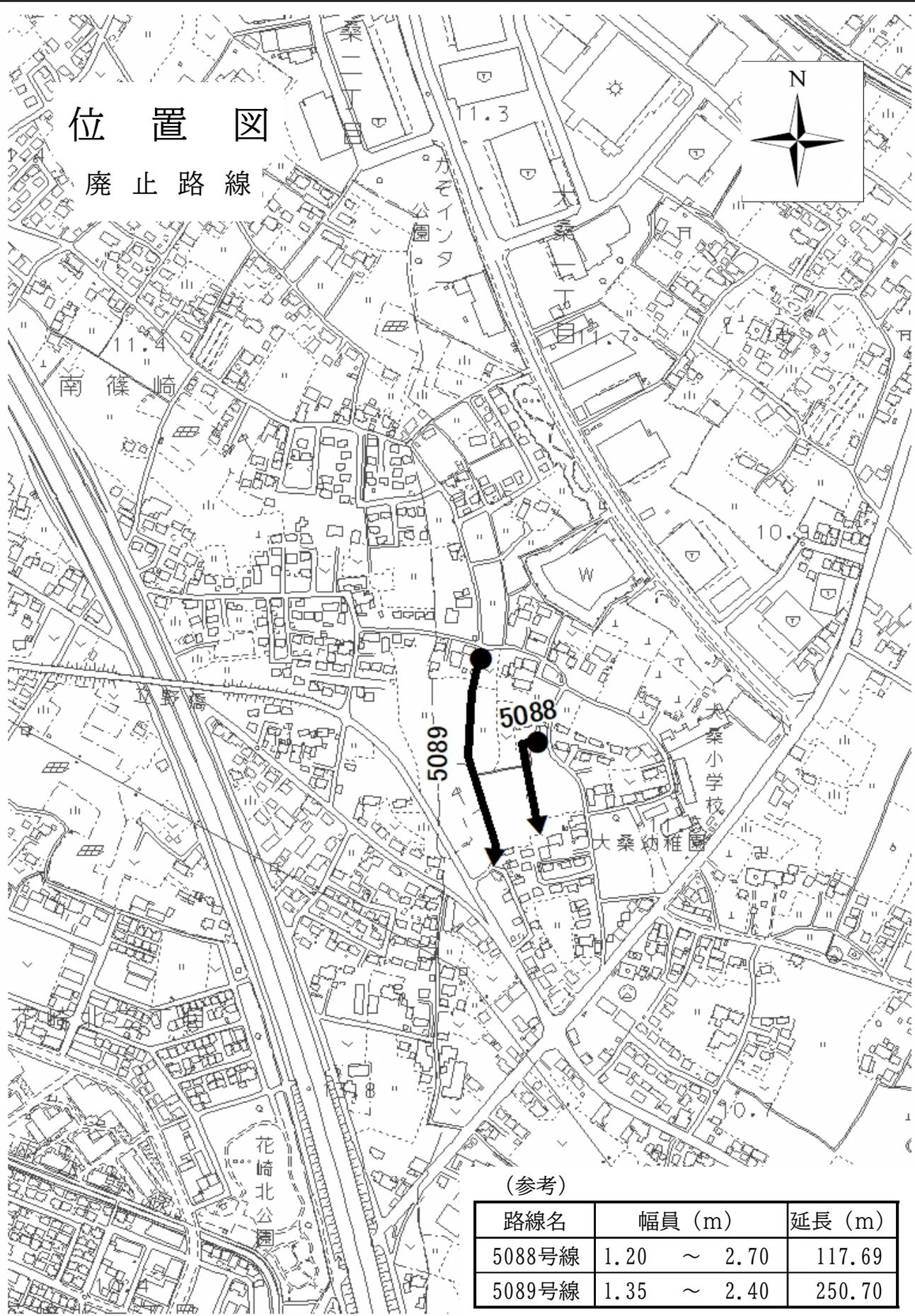
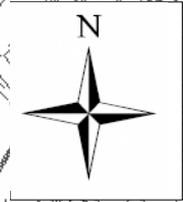
加須市長 角 田 守 良

提 案 理 由

これらの路線は、開発行為に伴い不用路線となるため廃止したいので、この案を提出するものであります。

位置図

廃止路線

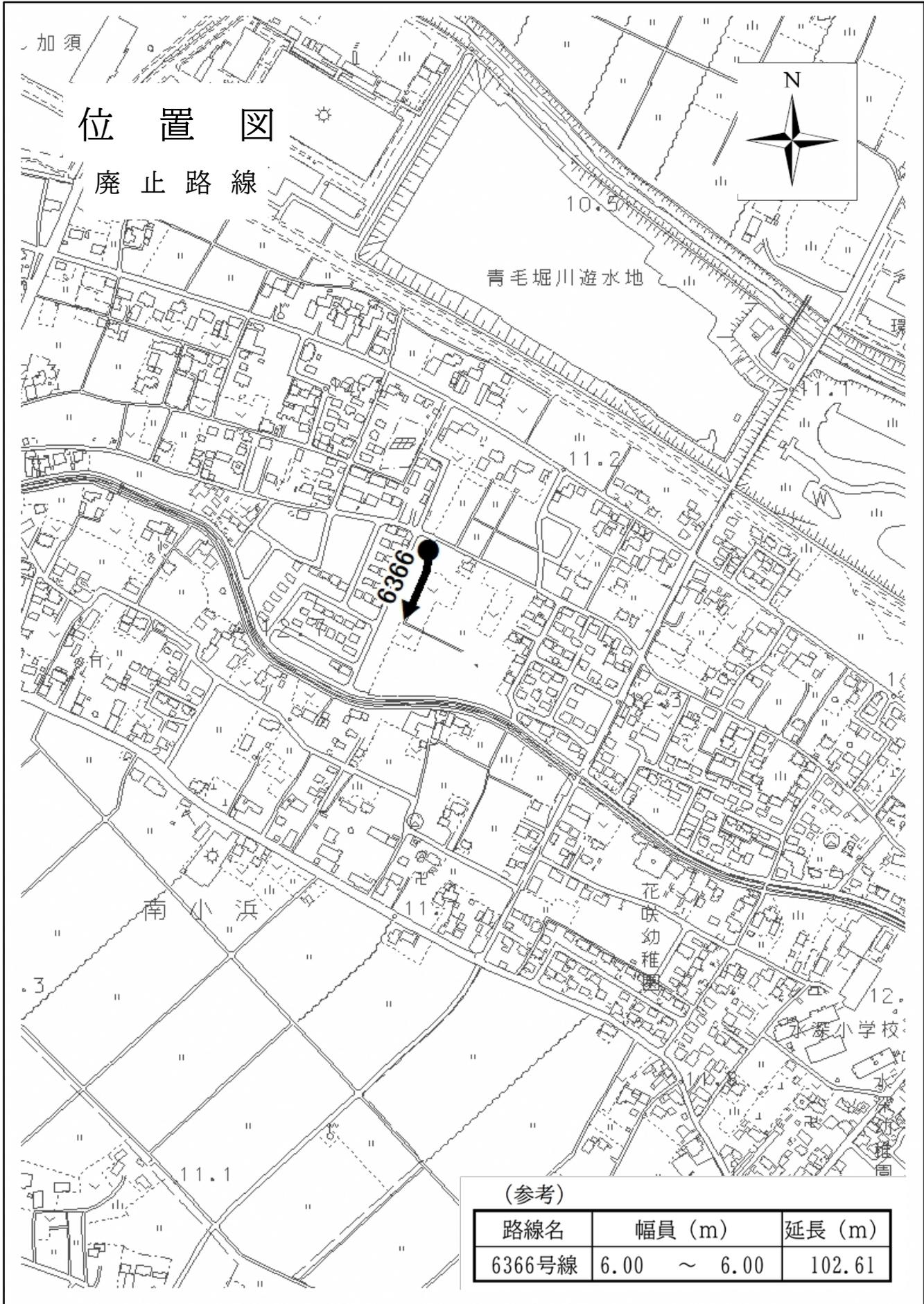


(参考)

路線名	幅員 (m)	延長 (m)
5088号線	1.20 ~ 2.70	117.69
5089号線	1.35 ~ 2.40	250.70

位置図

廃止路線



(参考)

路線名	幅員 (m)	延長 (m)
6366号線	6.00 ~ 6.00	102.61

第33号議案

市道路線の認定について

次の路線を市道として認定したいので、道路法(昭和27年法律第180号)第8条第2項の規定により議会の議決を求める。

路線名	起 点	終 点	重要な 経過地
9120号線	志多見字下川面19 28番1地先	志多見字下川面19 50番1地先	

令和8年2月5日提出

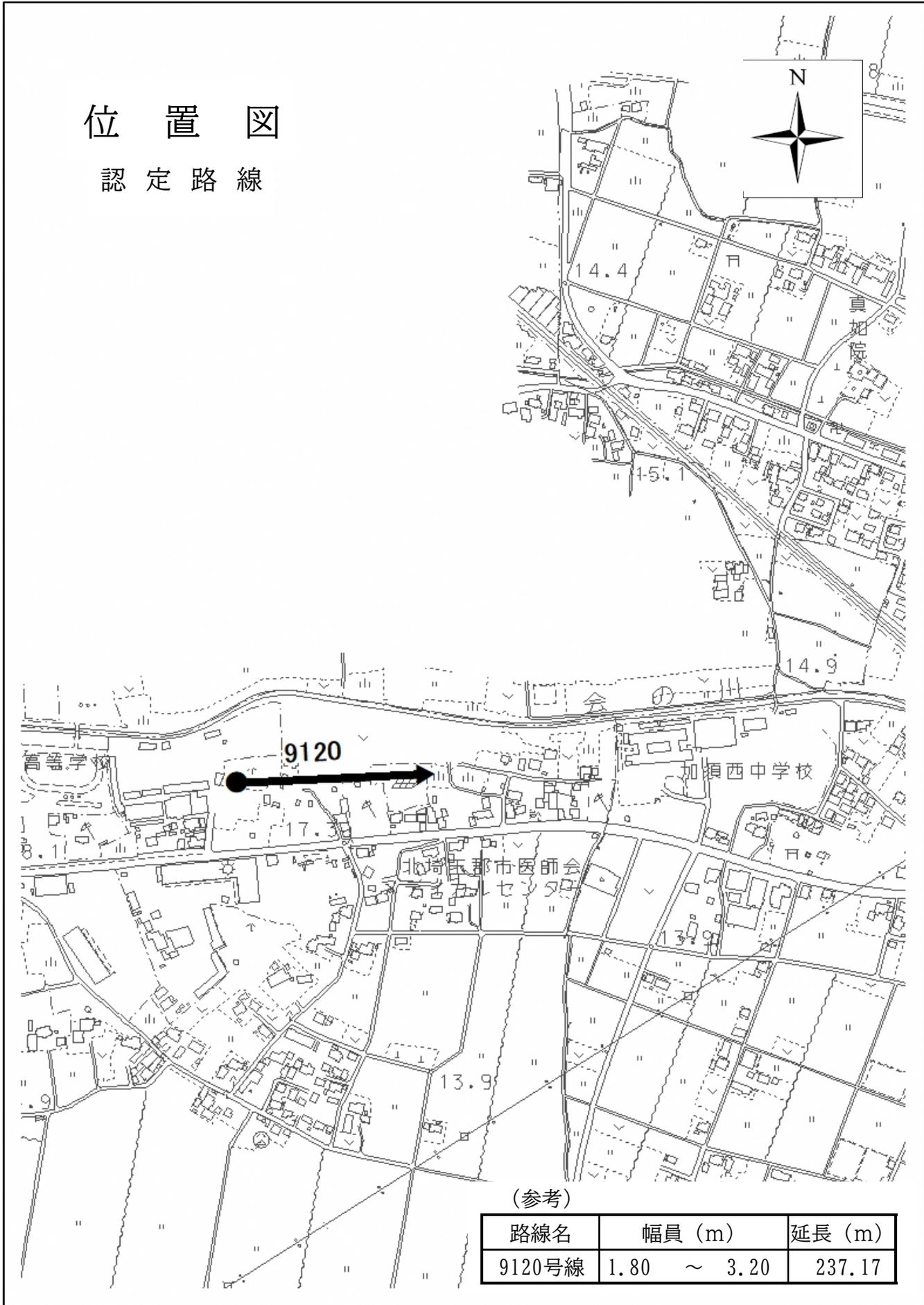
加須市長 角 田 守 良

提 案 理 由

この路線は、道路利用状況により再編成された道路であり、市道として管理するため認定したいので、この案を提出するものであります。

位置図

認定路線



(参考)

路線名	幅員 (m)	延長 (m)
9120号線	1.80 ~ 3.20	237.17

第34号議案

市道路線の廃止について

次の路線を廃止したいので、道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項において準用する同法第8条第2項の規定により議会の議決を求める。

路線名	起 点	終 点	重要な経過地
4296号線	下樋遣川字壱両野5 494番1地先	下樋遣川字壱両野5 498番1地先	
9120号線	志多見字下川面19 35番1地先	志多見字下川面19 50番1地先	

令和8年2月5日提出

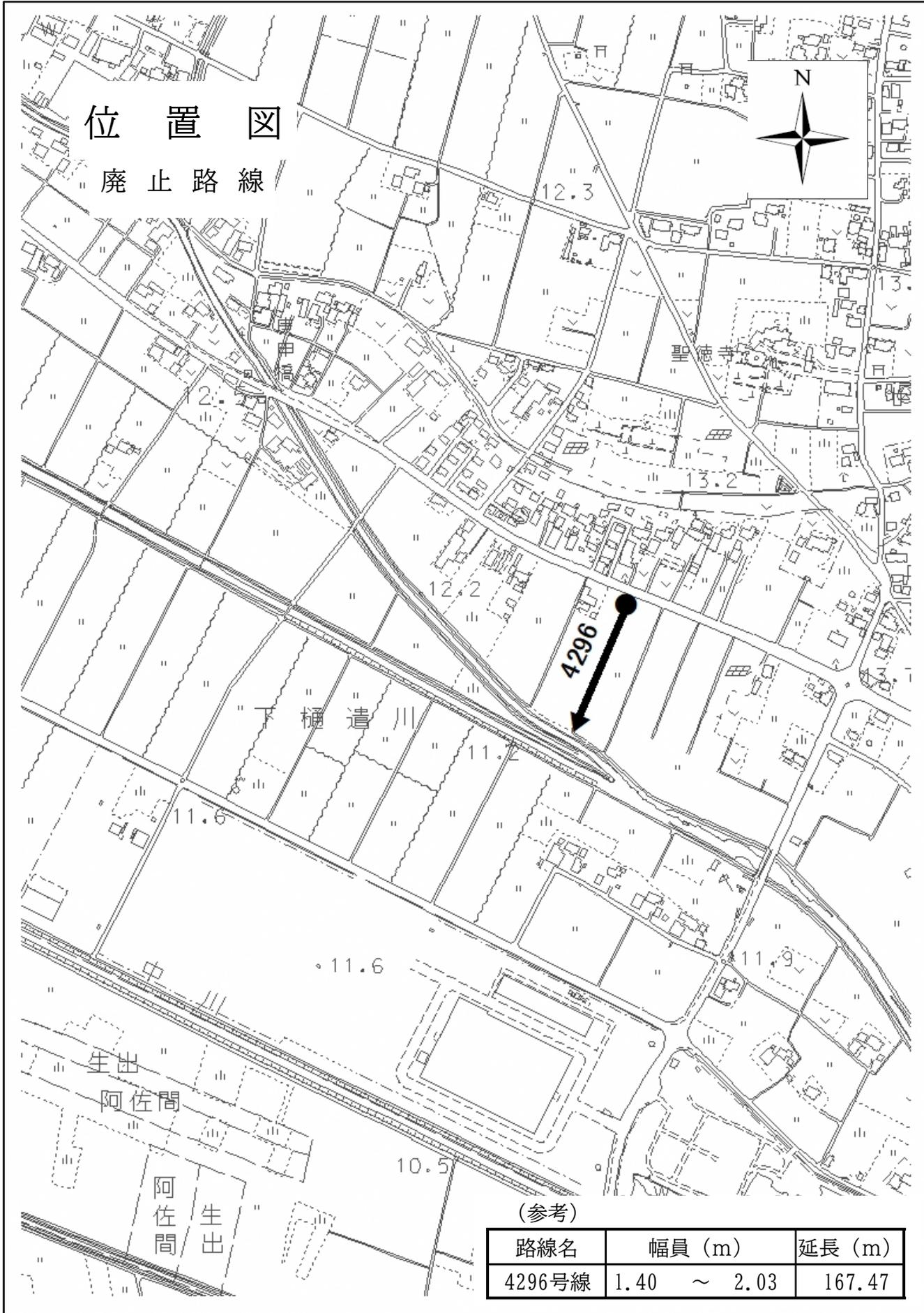
加須市長 角 田 守 良

提 案 理 由

これらの路線は、道路利用状況により不用路線となるため廃止したいので、この案を提出するものであります。

位置図

廃止路線



(参考)

路線名	幅員 (m)	延長 (m)
4296号線	1.40 ~ 2.03	167.47

位置図

廃止路線

